（保護者の皆様へ）現在援助を受けている方で、引き続き令和９年度も援助を希望する方は申請が必要です。

～　令和９年度　就学援助について（お知らせ）　～

青森市教育委員会事務局

青森市ホームページでもご確認いただけます。

≪問い合わせ先≫
- 青森市立　　学校（℡：　　）
- 青森市教育委員会事務局　学務課学務チーム（℡：017-718-1414）
- 青森市教育委員会事務局　浪岡教育課学務チーム（℡：0172-62-3003）

≪就学援助とは≫

就学援助は、経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に、市が就学に必要な経費の一部（学用品費など）を援助する制度です。

≪対象となる方≫

青森市に住所を有し、小・中学校に在籍する児童生徒の保護者及び青森市外に住所を有し、青森市内の小・中学校に在籍する児童生徒の保護者で、次の１または２のどちらかに該当する方。

１　生活保護を受給中である（修学旅行費、医療費、日本スポーツ振興センター共済掛金のみ支給対象）

２　認定要件（下記の「ア」～「サ」のいずれか）に該当する方（詳細については裏面の申請理由を参照）

ア	生活保護が停止又は廃止になった
イ	市民税が非課税である
ウ	市民税が減免されている
エ	個人の事業税が減免されている
オ	固定資産税が減免・免除されている
カ	国民年金の掛金が減免されている
キ	国民健康保険の保険税が減免又は猶予されている
ク	児童扶養手当の支給を受けている
ケ	生活福祉資金の貸付を受けている
コ	世帯の総収入が少なく経済的に困っている
サ	その他の理由で経済的に困っている

【認定の目安となる世帯の年間総収入額（収入基準額）】

申請理由が「コ」または「サ」の場合は収入審査があり、同一世帯全員分の令和７年中（１月～１２月）の年間総収入額が収入基準額以下の方が認定となります。

注１）下記の表の収入基準額は、あくまでも申請のための目安にしていただくものであり、実際の基準額は世帯の人数や年齢によって異なります。年間総収入額が表の収入基準額を超えていても認定となる場合や、収入基準額以下であっても否認定となる場合があります。

注２）申請前に収入基準額の試算は行っておりません。お困りの場合は、まずご申請ください。

世帯員数	世帯構成（令和８年４月１日時点の年齢）	収入基準額　※目安
２人	父または母(40)、子(6)	約254万円以下
３人	父または母(40)、子(6)、子(3)	約309万円以下
４人	父(40)、母(40)、子(6)、子(3)	約354万円以下
４人	父(40)、母(40)、子(12)、子(6)	約371万円以下
５人	父(40)、母(40)、子(15)、子(12)、子(6)	約433万円以下

※ 年間総収入額には、給与収入や事業所得のほか年金・失業保険・退職金などの収入を全て含みます。

※ 表の金額は、給与収入を想定しています。

※ 単身赴任等で別世帯となっている保護者の収入も含みます。

≪就学援助の支給内容≫

① 学用品費等	② 新入学学用品費	③ 体育実技用具費	④ 修学旅行費	⑤ 校外活動費	⑥ 通学費	⑦ 医療費	⑧ 日本スポーツ振興センター共済掛金
定額	定額 （小1、中1年生のみ）	定額 （3年に1回支給）	実費額 （交通費・宿泊費等）	実費額 （交通費等）	公共交通機関利用の定期代	学校より指示があった特定の疾病（結膜炎、中耳炎、う歯など）について、医療券を交付	免除 （学校の管理下において適用）

※ ②は、入学前に支給を受けた場合、対象外となります（新入学児童入学準備金を含む）。

※ ③、④、⑤、⑥は支給要件があります。

※ ⑦は、交付される医療券を医療機関に提示することで、無料で受診できます。

金額などの詳細は青森市ホームページ【就学援助制度に関する手続き】に掲載しております。

世帯区分、児童生徒の在籍区分により支給費目が異なります。

１ 生活保護を受給している世帯・・・④、⑦、⑧を支給

２ 私立中学校在籍の生徒・・・①、②、③を支給

３ 区域外就学（青森市外住所で市内公立小・中学校在籍）の児童生徒・・・⑦、⑧を支給

４ 区域外就学（青森市内住所で市外公立小・中学校在籍）の児童生徒・・・①、②、③、④、⑤を支給

≪生活保護を受給されている方について≫

現在生活保護を受給しているご家庭は、就学援助の申請は不要ですが、生活保護担当課（生活福祉二課）へ「就学援助等の事務処理についての同意書」の提出が必要となります。（提出済みの場合は不要）

～　就学援助の申請方法　～

≪申請手続き≫

① 申請される方は、下部の「就学援助申請書類の申込書」に氏名等をご記入のうえ、**学校へ提出**してください。
学校から申請に必要な【就学援助費申請書（世帯票）】をお渡しします。

② 【就学援助費申請書（世帯票）】に必要事項を記入し、【申請理由を証明する書類（下記の表をご確認ください）】と【振込通帳の写し】を添付のうえ、**学校へ提出**してください。

※ 認定の可否については教育委員会で決定後、学校からお知らせします。

≪添付書類≫

申請理由		申請理由を証明する書類
ア	（令和８年度以降に） 生活保護が停止又は廃止になった	生活保護停止・廃止の年月日が入った書類の写し （生活保護担当課で発行する停止・廃止の通知書や生活保護受給証明書）
イ	市民税が非課税である	下記のいずれか　**※世帯における 16 歳以上の方全員分（学生を除く）** ●令和８年１月１日時点で青森市在住の方 令和８年度の市・県民税（令和７年１月１日～令和７年 12 月 31 日の収入）の申告が完了している場合、添付書類は不要です。 **※未申告の方がいる場合は審査できません。収入の有無に関わらず必ず税の申告をしてください。** ●令和８年１月１日時点で青森市外在住の方 前住所地の令和８年度市・県民税所得課税証明書の写し
ウ	市民税が減免されている	市・県民税減免承認通知書の写し
エ	個人の事業税が減免されている	
オ	固定資産税が減免・免除されている	固定資産税額決定（変更）通知書の写し　**※税額の軽減ではありません**
カ	国民年金の掛金が減免されている	国民年金保険料免除申請承認通知書の写し　**※世帯における 20 歳以上の方全員分（学生を除く）**
キ	国民健康保険の保険税が減免又は猶予されている	●減免の場合…国民健康保険税減免承認通知書の写し ●猶予の場合…市税徴収猶予申請書（許可書）の写し　**※税額の軽減ではありません**
ク	児童扶養手当の支給を受けている	児童扶養手当証書（有効期限が切れていないもの）の写し　**※児童手当、特別児童扶養手当ではありません** **※申請に必要な児童扶養手当証書（令和９年 10 月までの有効期限のもの）は令和８年 11 月中旬に発送予定です。**
ケ	生活福祉資金の貸付を受けている	生活福祉資金貸付決定通知書の写し　**※令和８年度以降に貸付を受けた場合に限ります**
コ	世帯の総収入額が少なく経済的に困っている	下記のいずれか　**※世帯における 16 歳以上の方全員分（学生を除く）** ●令和８年１月１日時点で青森市在住の方 令和８年度の市・県民税（令和７年１月１日～令和７年 12 月 31 日の収入）の申告が完了している場合、添付書類は不要です。 **※未申告の方がいる場合は審査できません。収入の有無に関わらず必ず税の申告をしてください。** ●令和８年１月１日時点で青森市外在住の方 前住所地の令和８年度市・県民税所得課税証明書又は令和７年分源泉徴収票の写し
サ	その他（事故・災害・長期入院・失職の影響による減収等）の理由で経済的に困っている	①上記「コ」と同様 ②お困りの特別な事情がある場合は、申請書に事実内容を具体的に記入し、それを証明する書類の写しを添付してください。 **※ローンの返済等の債務に関するものについては、考慮できません。** **※必要に応じて、学校長の意見書等を提出していただく場合があります。** 【特別な事情についての証明書類（例）】 ●保護者の失職…雇用保険受給資格者証（両面）と退職時の源泉徴収票（退職金を含む） ●転職の影響により年収が大幅に減少した…令和８年分源泉徴収票（１月～１２月分まで） ●災害…罹災証明又は被災証明書 ●世帯員の事故や病気により医療費が多額である…医療費の領収書（令和７年１月～） ●住民票上婚姻関係にあるが、裁判・調停中で別居している世帯員がいる…調停調書等

≪申請時の留意事項≫（必ずお読みください）

- 小学生と中学生がいる場合は、それぞれの学校へ申請書類の提出が必要です。
 （注）新１年生の方は入学後の申請となります。詳しくは入学予定の学校にお問い合わせください。
- 年度途中に市外へ転出する場合、就学援助を辞退する場合、生活保護開始となった場合には、支給している費目の一部（学用品費の月割り分等）が返納となります。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　きりとり線　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

青森市立各小・中学校長　様

就学援助申請書類の申込書

令和　　年　　月　　日

令和９年度の就学援助を希望しますので、必要書類をお渡しください。

学年・組	児童・生徒氏名	保護者氏名
年　組		日中の連絡先（　　）
年　組		該当する方に○を付けてください ● 令和８年度就学援助費受給の有無　（　有　・　無　）
年　組		● 生活保護受給の有無　（　有　・　無　）